

預金保険法第80条に基づく「業務
及び財産の状況等」に関する報告書

平成14年5月15日

島原信用組合

金融整理管財人	北	穠	郎
金融整理管財人	石	松	隆一

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	1
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II. 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務	2
2. 預金業務	2
3. 投資等業務	3
(1) 投資有価証券	3
(2) 商品有価証券	3
4. 固定資産等の状況	3
5. 不良債権の状況	3
6. 関連会社の状況	4
III. 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	4
(1) 早期譲渡	4
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	4
(3) 経費の削減	4
(4) 地域金融機能の維持	4
(5) 内部管理体制の整備	4
(6) 責任追及体制の確立	4
2. 具体的施策	4
3. 事業譲渡の見込み	4

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成13年12月21日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づく報告の求めに応じ、当組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年12月21日に選任された金融整理管財人のもとで直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づき金融整理管財人のもと、現在さらに旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯・原因等につきましては、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和31年6月1日島原市内の商工業者を中心に設立され、組合員の経営活動を促進し、その経済的地位の向上に資するため事業展開を行ってきました。営業地域については島原市及び南高来郡一円とし、店舗は島原市に本店、支店1店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。営業地域でのシェアは13%以上を占めております。

(2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、長引く不況と普賢岳噴火災害（平成2年11月～平成8年6月）による人口減、基幹産業の農漁業、観光業の低迷、及び災害復興工事終了後の建設業の不振により、経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。

また、内部牽制の形骸化から協同組合による金融事業に関する法律（以下「協金法」という）第6条で準用する銀行法第13条に反する同一人に対する信用の供与等の限度額を大幅に超える貸出が行われた結果、大口の貸出先が不良債権化し、115百万円の個別引当を新たに行いました。（平成12年度）

さらに、保有有価証券の価格の下落が大きく、回復の兆しが見えない状況で推移してきたことから、平成13年9月末日における財務内容を確認したところ、有価証券の評価損失額は404百万円となり、さらに新たな債務者の業況悪化による引当が69百万円必要となったことから、341百万円の債務超過に陥っていることが判明致しました。

こうした状況のなかにあつて、当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

融資審査内容に不明・不十分な点が見られることや、貸出金の回収・管理も十分とは言えず、また優良取引先の確保の努力、大口債権化の抑制など融資資産の内容の健全化策も有効に講じてきた跡が見られず、また、融資による資金運用の低迷を専門的な知識のないままに有価証券によりカバーしようとした、当信用組合の経営判断の甘さが破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当組合は13年3月期決算を6月28日に発表した後、財務局より、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第24条第1項の規定に基づく報告命令を受け、9月末時点の財務内容を確認したところ、有価証券の含み損が拡大しており、13年9月末当期損失339百万円、自己資本比率は当初発表の2.49%から▲7.28%へと大幅に低下し、債務超過へ転落することが判明しました。

平成13年9月期における財務状況が債務超過となったことから、平成13年12月21日金融庁より、協金法第6条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づく業務改善命令を受け、具体的な改善策を検討致しましたが、有効な経営改善策を立てることができず、当組合の財産をもって債務を完済できないとの判断に至りました。

(2) 自己資本回復の断念

自己資本の充実策もなくこのまま業務を続けると、組合員及び取引者層に多大の迷惑をかけることになると判断し、12月21日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うにいたりました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である島原市における卸売・小売業・飲食店、建設業等の法人取引について上位業態の取引シェアが高いことから、中小零細企業者や個人への融資が多くを占めています。

<貸出金残高推移> 店舗数2か店

(単位：百万円・%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
貸出金残高	6,144	100.0	6,343	100.0	6,127	100.0	5,802	100.0	42,927	100.0
うち中小企業	3,455	56.2	3,536	55.8	3,235	53.1	3,145	54.2	29,059	67.7
うち個人	2,688	43.8	2,806	44.3	2,874	46.9	2,656	45.8	13,325	31.0
うちその他	-	-	-	-	-	-	-	-	543	1.3

*「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務では法人取引自体上位業態のシェアが高いことから、個人預金の構成比が高く、主に中小企業関連の家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数2か店

(単位：百万円・%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預金残高	10,022	100.0	10,056	100.0	10,012	100.0	9,879	100.0	65,732	100.0
うち個人預金	8,667	86.5	8,904	88.5	9,061	90.5	8,941	90.5	52,367	79.7
うち法人預金	1,165	11.6	1,030	10.2	913	9.1	918	9.3	11,118	16.9
うちその他	189	1.9	122	1.2	36	0.3	18	0.2	2,247	3.4

*「その他」には公金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、証券投資信託、仕組債、外国証券主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、順次売却しております。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	2,054	1,602	1,671	▲ 372
国債・地方債	0	0	0	0
社債	43	49	40	0
株式	17	12	105	▲ 14
その他	1,993	1,539	1,526	▲ 357
貸付有価証券	0	0	0	0

(2) 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

保有固定資産（事業用不動産、所有不動産）の状況は以下の通りです。今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針とします。

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 売却後
事業用不動産	2	171	157	▲ 14	1	92	26
所有不動産	該当なし				該当なし		

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下の通りとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金残高	貸出金に占める割合	貸出金残高	貸出金に占める割合	貸出金残高	貸出金に占める割合
破綻先債権	160	2.6	423	7.2	1,163	2.3
延滞債権	335	5.4	287	4.9	4,402	8.8
3ヶ月以上延滞債権	94	1.5	41	0.7	195	0.4
貸出条件緩和債権	239	3.9	390	6.7	2,239	4.5
合 計	830	13.5	1,141	19.6	7,999	15.9

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破綻更正債権及びこれらに準ずる債権	634	9.0	725	11.2	3,310	6.2
危険債権	96	1.4	203	3.1	2,509	4.7
要管理債権	247	3.5	255	4.0	2,382	4.5
正常債権	6066	86.1	5,298	81.7	44,816	84.6
合 計	7043	100.0	6,482	100.0	53,017	100.0

6. 関連会社の状況

当組合に関連会社はありません。

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力をいたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、協同組織金融機関としての事業特性や地域経済、及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き要請を行ってきたところ、たちばな信用金庫との間で平成14年2月1日に事業譲渡契約を締結しております。今後も、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。